

第5章 空き家対策の事例

5-1 活用事例（まちづくり）

5-2 活用方法（居住支援協議会）



全国の自治体では、地域の特性に合わせた様々な空き家対策が取り組まれています。空き家の発生を予防する観点から、空き家所有者等への啓発や空き家情報の取得の円滑化に向けた施策に加え、利活用や解体を促進する観点から、空き家バンク等の創設や自治体からの工事費助成等によるリフォーム、解体等を促進する事例が挙げられます。

本町でもこれまで「空き家・空き地バンク事業」や「空家等除去事業補助金」を創設し、空き家対策を推進してきました。

第5章では、第2次対策計画の計画期間における本町の空き家の利活用を促進させるために、全国で先進的な取り組みを行っている自治体の事例について紹介します。

5-1 活用事例（まちづくり）

- (1) 世田谷区・一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- (2) 新潟県新潟市
- (3) 群馬県高崎市
- (4) 石川県能美市
- (5) 大分県豊後高田市

5-2 活用方法（居住支援協議会）

- (1) 居住支援協議会の概要
- (2) 北海道本別町
- (3) 徳島県東みよし町
- (4) 福岡県大牟田市





5-1 活用事例（まちづくり）

（1）世田谷区・一般財団法人世田谷トラストまちづくり

世田谷区は、一般財団法人世田谷トラストまちづくりに委託し、空き家等地域貢献活用相談窓口を設け、所有者と活用を希望する団体等とのマッチングを行っています。

また、所有者や団体が主体となっていく、空き家等を用いた地域貢献活用企画を募集、選定し、地域貢献活用の普及促進を目指しています。選定された団体は、区から最大 300 万円の助成金があり、空き家等の改修工事等に活用できます。

世田谷区では、空き家等を地域資源として有効活用することで、地域の人々がゆるやかにつながりを持ちながら共に暮らしていける「地域コミュニティの活性化・再生」を目指しています。



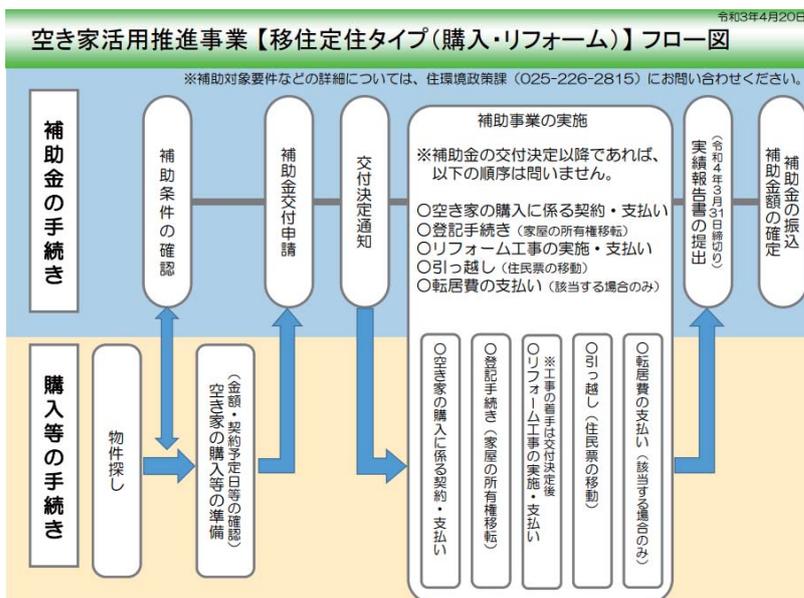

※出典：一般財団法人世田谷トラストまちづくりより引用、掲載



(2) 新潟県新潟市

新潟市は、市内の空き家の有効活用等を促進することを目的として、「福祉活動」、「地域活動」、「移住定住」、「流通促進」といった市が進める施策において空き家の利活用を行う場合に、その費用（リフォーム費用や購入費等）の一部を補助しています。

活用タイプ	申請者	用途	補助対象経費	補助率・上限額
福祉活動活用タイプ	-	地域の茶の間 高齢者シェアハウス、障がい者グループホーム、子ども食堂等	リフォーム工事費	1/3・100万円 ※耐震改修を行う場合は200万円
地域活動活用タイプ	活用	地域の集会場など	リフォーム工事費	1/3・100万円 ※耐震改修を行う場合は200万円
	跡地活用	地域の菜園 地域の駐車場など	解体工事費 跡地整備工事費	1/3・50万円
移住定住活用タイプ	購入、リフォーム	住宅	空き家の購入費 リフォーム工事費 ※上記の1つでも、2つでも可	1/3・50万円 (購入費・リフォーム費共) ※上記を同時に行う場合は100万円
流通促進活用タイプ	住替え	住宅	空き家の購入費	1/3・30万円
	跡地活用	跡地の活用 (隣地との一体利用など)	未接道地の購入費 空き家の解体費 ※法人は解体費のみ	1/3・50万円



※出典：新潟市 HP より引用、掲載



(3) 群馬県高崎市

高崎市は、総合的な空き家対策事業として、空き家を管理・解体・活用する場合の補助を行っています。空き家の活用として、高齢者、子育て世代などが気軽に利用できるサロンの運営を目的として改修する場合に改修費の一部補助及びサロン運営に当たり事業者が借り上げる場合の家賃の一部を補助しています。また、空き家を居住目的や事務所または店舗として改修をする際の改修費の一部補助等も行っています。

助成事業		概要	申請者	補助率・上限額	
管理したい	空き家管理助成金	老朽空き家に至らないよう敷地や建物内部の管理を委託した場合の一部補助	所有者・法定相続人	1/2・20万円	
	空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽空き家の解体費の一部補助	所有者・法定相続人	4/5・100万円	
解体したい	空き家解体跡地管理助成金	上記解体助成金を利用した跡地が管理されず周囲に迷惑を及ぼす跡地とならないよう管理を委託した場合の一部補助	所有者・法定相続人	1/2・20万円	
活用したい	サロン	地域サロン改修助成金	地域サロンの運営を目的に空き家を改修する場合の改修費の一部補助	地域サロン運営者・所有者	2/3・500万円
		地域サロン家賃助成金	地域サロンの運営を目的に空き家を借りる場合の家賃の一部補助	地域サロン運営団体等	4/5・5万円/月額
	住居	空き家活用促進改修助成金	自己居住の目的で取得し改修する場合の改修費の一部補助	空き家取得予定者・1年以内に取得した者	1/2・250万円 ※地域によっては500万円
		定住促進空き家活用法賃助成金	市内の指定された人口減少している地域で、空き家を居住目的で借りる場合の家賃一部補助	入居予定者	1/2・2万円/月額
	事務所・店舗	空き家事務所・店舗改修助成金	空き家を事務所や店舗として活用する目的で改修する場合の改修費の一部補助	運営予定者・所有者	1/2・500万円



※出典：高崎市 HP より引用、掲載



(4) 石川県能美市

能美市は、創業支援施策や企業誘致施策等の産業振興施策に力を入れており、平成 25 年度からは定住を、平成 28 年度からは産業振興及び活性化を目的に、店舗併用住宅等の購入、改修する際の一部を補助する制度を創設しています。

また、空き家等の更なる活用を図るため、住宅だけでなく事業所、工場、倉庫等の空き施設の有効活用の検討・推進を行うとともに、進出企業の社宅・寮として活用するために、企業誘致部局と空家等対策部局が連携した事業推進や支援を検討しています。

※出典：能美市 HP より引用、掲載

能美市で起業を考えている皆様へ

能美市の創業支援制度

(創業支援事業)

対象者

- 能美市内で創業する個人及び法人で、5年以上事業展開できる者
- 能美市に住民登録があり、かつ、市税等を完納している者
- 国・県・市等から重複した内容の補助金等の交付を受けていない者

対象業種

- 農業、食料品製造業、家具製造業、陶磁器製造業、情報サービス業、デザイン業、獣医療、飲食店、理容業、美容業、自動車整備業など詳しくはQRコードでご案内する、対象業種一覧をご確認ください。

対象外業種 (例) エステ、ネイルサロン、ヨガ教室など

対象経費

- 土地の購入
- 店舗の購入、賃貸借費用
- 店舗の建築工事及び設備工事費など

対象経費 (例) ・店舗開設に必要な外装・内装工事費
・営業に必要な機械設備・器具の購入
・店舗の賃料
・パンフレット印刷費、広告宣伝費

対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。
自動車、パソコン、カメラなど汎用性の高い商品の購入や運転資金などは対象外となります。

補助金額

- 対象経費の1/2 (千円未満切捨) 最大50万円
- 飲食店、九谷焼、空き家・空き店舗利用の創業については別途加算があります。

手続きの流れ

1. 能美市役所商工課に相談
2. 認定経営革新等支援機関 (※) へ『創業事業計画に関する確認書』の相談
3. 交付申請
4. 補助金交付/不交付決定
5. 事業に着手
6. 変更承認申請の提出
7. 事業完了後 (補助対象事業の完了後1か月以内)、実績報告書提出
8. (能美市で審査後) 補助金の額の確定
9. 補助金の請求・支払い

その他の支援制度

- 信用保証料補助金
石川県の制度融資等を借り受ける際の信用保証料を最大30万円まで補助します。
- 創業塾(特定創業支援事業)
創業を目指す方、創業間もないなどを対象に経営に関する基本的知識が学べる講座を開催しています。
- 能美市創業サポートネットワーク
創業予定の方を対象に、能美市、能美市商工会、各金融機関が連携して応援します。
- 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明申請手続き
・会社設立時の登録免許税が軽減されます。
・創業関連保証 (無担保、第三者保証なし) の枠が1,000万円から1,500万円に拡充され、創業6か月前 (通常2か月前) から利用可能になります。
・日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件 (創業資金総額の10分の1以上の自己資金) を満たしたものと見なされます。

お問い合わせ先

能美市産業交流部商工課 ☎0761-58-2254
〒923-1198 能美市寺井町た35番地 (R3年度版)

※能美市商工会、石川県産業創出支援機構、北陸銀行、北陸銀行、はくさん信用金庫、金沢信用金庫など

(5) 大分県豊後高田市

豊後高田市は、平成 24 年度から、コミュニティの維持・継続、安全で安心して暮らしていくことを目的に、自治会が空き家を活用して新たな拠点施設として整備を行う際に、費用の一部を補助 (上限 50 万円) する「空き家リユース拠点施設整備事業」を実施しています。これまでに地域住民が集まれる場所がなかった地区に、住民が集まれる場所が確保でき、高齢者のサロンや健康体操等を行う場所として活用され、コミュニティ活性化に寄与しています。

※出典：豊後高田市、国土交通省 HP 等より引用、掲載

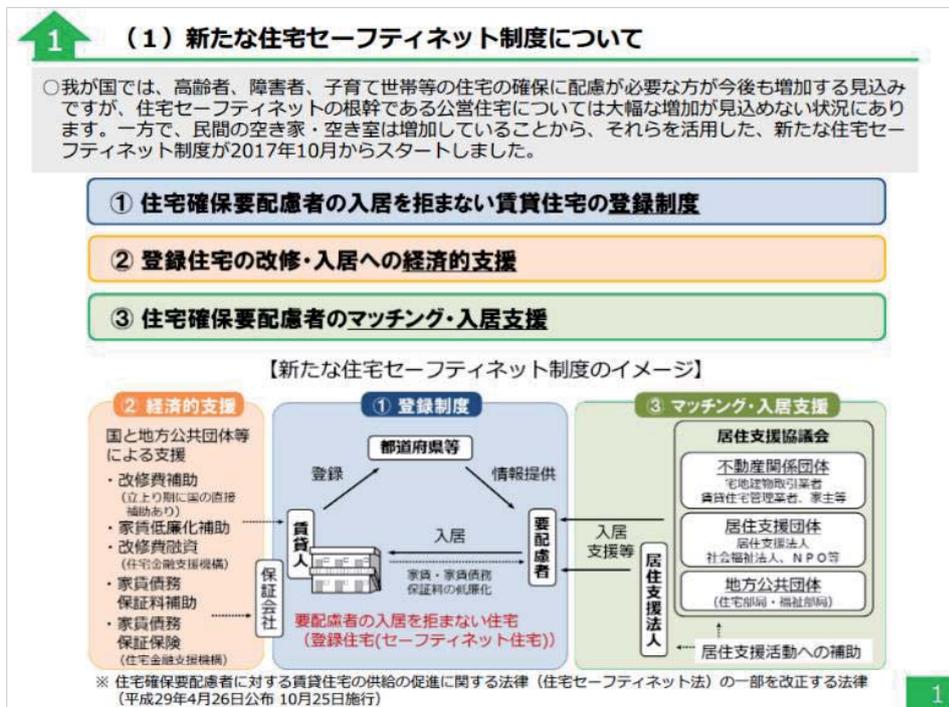
42



5-2 活用方法（居住支援協議会）

（1）居住支援協議会の概要

人口減少及び少子高齢化等が進行する社会的背景のなか、単身高齢者世帯の大幅な増加、ひとり親世帯の増加、若年層の収入減少等といった問題が顕在化しています。一方、住宅ストックの状況に目を向けると、人口減少の中で今後は公営住宅の増加は見込めず、民間の空き家等は増加傾向という状況にあります。高齢者や低所得者等の方たちは孤独死や家賃滞納等といった貸主の不安から入居を拒否されるケースも多々見受けられ、この様な住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する入居支援の体制構築が重要となってきました。このようなことから国では、新たな住宅セーフティネット制度を施行し、空き家問題や住宅確保要配慮者などの課題解決を目的に、市町村居住支援協議会の設立を推進しています。居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会です。全都道府県のほか 64 市区町村で合計 109 の協議会が設立（令和 3 年 9 月 30 日現在）され、地域の実態に応じた活動がされています。



※出典：国土交通省安心居住推進課



国土交通省では、多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの特性に応じた多様かつきめ細かな対応が必要であるとして、住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）において、成果指標のひとつに『居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【25%（令和2）→50%（令和12）】』を定

めています。これらを推進するため、居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない、設立の仕方が分からない等といった市区町村または居住支援法人を募集し、国土交通省職員・有権者を派遣してアドバイスを行う「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」を行っています。広島県府中市では、この制度を活用し、福祉部門・住宅部門の異業種等関係者でワークショップを開催、それぞれが抱える課題を共有し解決に向けた相互連携を模索しました。今後も継続し、連携協力した対応が図れるよう「居住支援協議会」の設立を検討する等機運が高まっています。

「居住支援」の取り組みは、全国的に社会問題となっている空き家の増加、住宅確保要配慮者への対応、逼迫する行財政運営等を複合・横断的に解決するための有効な手法として期待されています。

居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施



セミナーに参加した人からの声（抜粋）

【福祉部門の人たち】

- ▶ 初めてのセミナーに新しい風が吹いたようで、今の府中市に必要と感じた。
- ▶ 居住についてあまり考えることがなかったが、勉強したいと思った。
- ▶ 行政の方が本気で動く、ここまで凄いなと感じた。
- ▶ グループワークでいろんな思いを聞けたので良かった。
- ▶ 普段、連携のない部門（不動産関係）の方と話をすることができた。
- ▶ 生活支援の仕組みを作る必要性。

わが事として考える。

【住宅部門の人たち】

- ▶ 異業種の課題が共有できた。
- ▶ 他業種からどのように思われているか（見られているか）認識できた。
- ▶ 色々な立場の方々が集まり良かった。

お互いのことを知る（知ろうとする）努力が必要。→それぞれが担っている業務内容や忙しさを知る。

【その他の参加者】

- ▶ 市内の様々な立場の方たちが居住支援について議論ができたこと。行政、地域などのつながりが必要であることが分かった。
- ▶ 地域の人みんなで取り組むことが大事と思う。

「協働」の本質を知る

※出典：大牟田市居住支援協議会資料引用掲載



(2) 北海道本別町

本別町は、北海道十勝平野の北東部に位置する人口約 6,700 人、世帯数約 3,600 世帯、1 世帯当たり 1.9 人、高齢化率約 38.0%の町です。平成 26 年から町内の空き家について管理状態や所有者意向等を調査し、空き家の課題を把握してきました。町では、空き家の利活用と高齢者の住み替え及び居住環境の向上を図ることを目的に居住支援協議会を設立しました。

協議会では、空き家物件と借入人のマッチングに加え、改修・維持管理費用の負担軽減、制度周知などを行い、専門家の協力のもと、窓口に寄せられる様々な問題について、持続的な相談体制等の構築を図っています。町レベルとしては全国に先駆け、福祉の観点から空き家の利活用を進めており、空き家を地域の資源と捉えて空家所有者に改修を促し、住み替えを希望する高齢者に低価格の賃貸住宅として貸し出すという試みを行っています。

こうした取り組みにより、農村部に住んでいた高齢者が、より生活利便性が高く福祉施設も多い中心市街地の空き家に住み替えするといった事例も生まれています。

本別町居住支援協議会の概要 平成28年2月設立

設立の目的

「本別町居住支援協議会」は、次に掲げる事項について協議することにより、本別町における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)に基づく、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく、空き家等の適正管理及び有効活用、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施

(3) その他、「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上、いつまでも安心して暮らし続けることのできる地域づくり

主な活動内容(当初)

- 住宅確保要配慮者等に対する情報の提供等に関すること
 - 居住支援協議会活動内容に関するチラシ等の作成、「空き家バンクシステム」の再構築及び共同運用、「家賃債務保証制度」の普及等
- 住宅確保要配慮者等に対する相談対応に関すること
 - 本別社協「あんしんサポートセンター」と町内不動産事業者等の連携による相談対応システムの構築、「住まい相談会」の開催等
- 住宅確保要配慮者等の円滑な入居の促進及び居住の安定策に関すること
 - 本別社協「あんしんサポートセンター」による入居契約支援、金銭管理及び日常生活支援サービスの提供、本別社協「あんしんサポートセンター」と町内事業者の連携による道具整理、家財整理等に関する新たなサービスの創出に向けた検討・実施
 - 国土交通省が実施する「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」の実施に向けた検討及び、本事業に対する本別町の上乗せ支援策(補助金)の検討
- 空家等の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策に関すること
 - 空家等対策計画の策定及び変更、空家等の適正管理、空家等が特定空家等に該当するかどうかの判断(特定空家等判定基準)、空家等の調査及び特定空家等に対する立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針、
 - 空家等の利活用に向けた判断(空家等利活用判定基準)等
- 「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上に関すること
 - 本別町住宅改修支援チームに対する研修会の開催等

空き家活用の三方良しを目指して
「貸し手よし」「借りてよし」「まちもよし」

構成団体

構成団体	団体(事業所)名
不動産関係団体	本別建設業協会、本別建築士会、本別金融協会、平田不動産連絡所
居住支援関係団体	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会、本別町自治会連合会、本別ひまわり基金法律事務所
行政(○事務局)	本別町(建設水道課、企画振興課、住民課、○総合ケアセンター)
オブザーバー	北海道建設部住宅局建築指導課、一般財団法人 高齢者住宅財団、一般社団法人 全国住宅産業協会、一般社団法人 家財整理相談窓口、一般財団法人 日本不動産研究所、株式会社 センリン旭川営業所

空家等実態調査

調査の概要

調査地域: 本別町全域(76自治会中、4自治会をのぞく)
調査対象: ①住宅、②共同住宅、③店舗、④倉庫・物置、⑤空き地
調査対象住宅戸数: 3, 267戸(町全体の住宅戸数)

一次調査

調査担当: 市街地区は自治会長、農村地区は児童民生委員
調査内容: 一次調査結果をもとにセンリン調査員が空家の外観調査を実施。空き家台帳を作成し、センリン地図上に台帳・家屋等写真を表示するデータベースシステムを開発
調査期間: 平成26年11月~12月

二次調査

調査機関: センリン(株)北海道
調査内容: 一次調査結果をもとにセンリン調査員が空家の外観調査を実施。空き家台帳を作成し、センリン地図上に台帳・家屋等写真を表示するデータベースシステムを開発
調査期間: 平成27年1月~3月

三次調査

調査内容: 空家所有者に対して、空家の管理状況や利活用についての意向調査(アンケート)
調査期間: 平成27年11月~12月

四次調査

調査内容: 空き家利活用調査
調査方法: 三次調査結果により利活用を図りたい所有者に対して、所有者立会により詳細な現地調査を実施
調査期間: 平成28年11月~

五次調査

調査内容: 住み替え意向調査(住宅確保要配慮者、住み替え意向を持つ方等)
調査方法: 住み替え意向を持つ方に対して、立地条件、家賃、間取り等の希望をアンケートや接点窓口において実施。借り手側のデータベースを整備し、マッチングを促進
調査期間: 平成29年3月~

一次→五次調査により
空き家バンク(貸し手・借り手)
を活用したマッチングを促進

※出典: 本別町 HP 等より資料引用、掲載

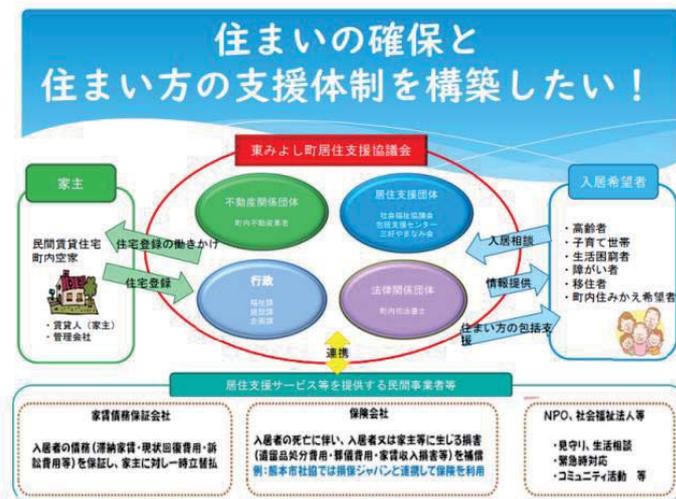


(3) 徳島県東みよし町

東みよし町は、徳島県西部の山間地域に位置する人口 1.3 万人余り、世帯数は約 5,200 世帯（うち単身高齢者世帯が約 12%）、高齢化率約 35%の町です。役場内に空き家対策や民間賃貸住宅を担当する住宅政策の部署がなく、移住者向けの空き家利活用には対応しているものの、町内に居住する住宅確保要配慮者への住み替えニーズへの対応に課題がありました。

そのため、役場内の空き家活用検討会議で協議を重ねた結果、居住支援についての課題共有が図れ、関係する福祉、建設、企画担当部署が参加し、平成 31 年 4 月、住宅確保要配慮者への居住支援を行うため、町社会福祉協議会を事務局とした「東みよし町居住支援協議会」を設立しました。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を目指して不動産業者や福祉団体と連携し、住宅情報の提供や入居後の支援を実施しています。居住支援協議会を設立することにより、今まで行っていた様々な支援を強固なものとし、住民の方々が安心して暮らせるまちづくりへとつなげ、さらには地域コミュニティの維持や町全体の活力の向上を目指しています。



居住支援協議会が行うこと

- 住宅確保要配慮者の相談窓口
- 住宅確保や住宅を資源とした制度の周知や啓発
- 新たな士業や専門職との連携や協働で地域力アップ
- 地域移行支援の一員として新たな生活支援の充実
- 様々な要因による住替え支援
- 資源を活用した魅力ある街づくりへの提言



今までの生活支援に居住支援をプラス
貸し手借り手も安心出来る契約を

※出典：高齢者住宅財団 HP 等より資料引用、掲載



(4) 福岡県大牟田市

大牟田市は、福岡県最南端にある人口約 11 万人、世帯数約 5.6 万戸、高齢化率約 37%の市です。大牟田市では、全国の 10 年以上先を進行している高齢化問題や単身高齢者の増加等に起因する空き家対策が顕在化しており、この様な課題を異業種間で共有し解決すべく、不動産関係者、医療・福祉関係者、司法書士及び行政等の協働により「大牟田市居住支援協議会」を平成 25 年 6 月に設立しました。当初は、市と市社会福祉協議会が事務局を担っていましたが、令和 3 年度より、市と NPO 法人との合同事務局となっています。

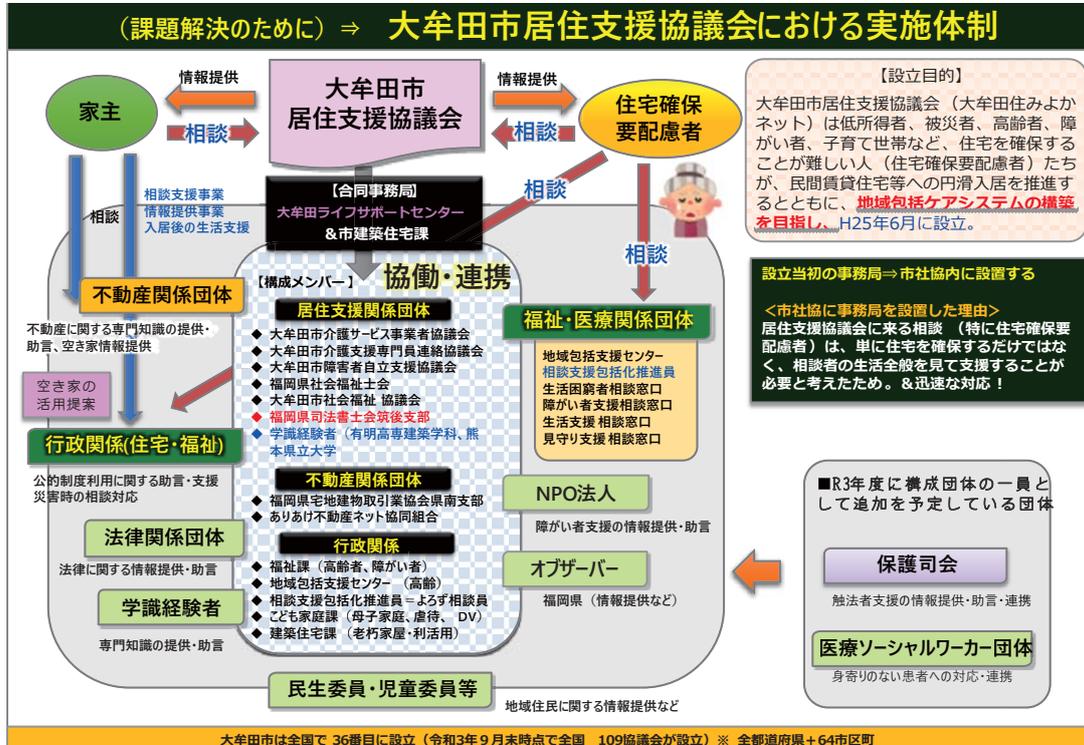
空き家所有者等への啓発事業（セミナーの開催等）や無料相談会の開催による活用可能な空き家の掘り起こし、協議会独自の住情報システム（住みよかネット）を活用し、登録された空き家と住宅確保要配慮者のマッチング等を行っています。

人口 10 万人規模の地方自治体では初めての設立でしたが、住民目線でのきめ細かい支援や地域の実情に合った官学民連携の施策が実行可能となり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられる「地域包括ケアシステム」構築の一翼を担っています。

主な取り組み	内容等
空き家実態調査等	平成 25 年度：市内の空き家の実態調査（全数調査）を実施。 平成 27 年度：空き家所有者の意向調査実施。 令和 2 年度：空き家所有者の意向調査実施（2 回目）。
活動の周知	ホームページやフェイスブック等による協議会活動周知。 行政と協力し納税通知書送付に合わせた活動周知や啓発など。
住情報システム	インターネットによる登録住宅情報の公開。
啓発活動	住民や空き家所有者等向けに毎年度関連セミナーを開催、所有者等の意識啓発を実施。
相談事業	市外居住者の帰省時期に合わせた無料相談会の開催。 窓口や電話等での相談対応（通年）。
マッチング	住宅確保要配慮者と空き家登録された所有者とのマッチング（結びつけ）から契約までを支援。
入居後支援	上記賃貸契約成立後の入居者見守り支援、所有者と入居者の調整・相談など。

■ 居住支援協議会に寄せられる相談内容の一例

No	氏名	性別	年齢	主属性	副属性	世帯人数	収入種別	相談経路	相談内容	対応
1	Aさん	女	40代	母子家庭	外国人	3	就労	入居相談	県外在住。大牟田の職場や学校近くに 住み替えを希望。	マッチングを行うも契約に至らず。
2	Bさん	女	50代	母子家庭		3	就労	入居相談	実家住まいであるが、両親との不仲と趣味のサックス演奏ができる一軒家を希望。	収入も安定しており、希望に沿う物件もなかった為、提携の不動産業者を紹介する。
3	Cさん	女	30代	生活困窮	子育て	2	失業	入居相談	県内在住。新婚夫婦、11月出産予定。 知人や親戚がいる大牟田で家を探している。	マッチング実施、10月入居。
4	Dさん	女	30代	母子家庭	生活困窮	6	就労	入居相談	県外在住。離婚して子供5人子育て中。 実家がある大牟田への転居を希望。	マッチング実施、来年3月入居予定。
5	Eさん	女	50代	母子家庭	生活困窮	4	就労	入居相談	県外在住。借家が古く、大家から解体するので退去を言われている。住みよかネット物件を紹介してほしい。	マッチング実施、来年入居予定。
6	Fさん	男	60代	生活保護		1	就労	入居相談	借家の屋根が崩壊し、シェルターへ入居。 住みよかネット物件の紹介を希望。	マッチング実施、10月入居。
7	Gさん	女	40代	母子家庭	精神障害	3	就労	入居相談	家賃が安い物件に住み替えを希望。	子供の校区内に物件が見つかり、相談終了。





大牟田市の空き家情報サイト
住みよかネット
 地域で見守る 住まいナビ
 初めての方 よくある質問
 お問い合わせ ☎ 0944-88-9616

かんたん検索
 すべて 〇 〇 〇 〇
 築年数 指定しない
 予算 下限なし ~ 上限なし
 校区 指定しない
 検索

HOME
 高齢者向け住まいを探す
 お知らせ
 ニュースとトピックス
 登録物件 募集中!
 その物件、もっと有効活用してませんか?

空き家 検索結果

増築された2階がある坪の住宅
 物件 No.40202020087
 相談受付中
 日当たり良好です!
 ●住宅に増築された準準付可です
 ●入居者自らの改修 (DIY) が可能です
 ●自然豊かな住宅環境です
 ●価格: (月額)12000円
 ●所在地: 大牟田市大字
 ●校区: 手集
 詳細を見る

坂町の2軒長屋の住宅
 物件 No.40202020086
 相談受付中
 コンディエンスストアが近くにあり便利です
 ●専有スペースは広い、吹き抜けです
 ●駐車スペースも確保されています
 ●きれいな水廻りの設備です
 ●価格: (月額)30000円
 ●所在地: 大牟田市坂町
 ●校区: 坂地
 詳細を見る

日当たりの良い吉野の平屋住宅
 物件 No.40202020085
 相談受付中
 3~4人で住むにはピッタリの住宅です!
 ●閑静な地域で落ち着いた生活可能
 ●カーポート (車庫) 付き
 ●収納スペースも丁度よくあります
 ●価格: (月額)10000円
 ●所在地: 大牟田市吉野
 ●校区: 吉野
 詳細を見る

住情報システム (住みよかネット) に居住支援協議会の取組みに理解いただいた所有者の「空き家」を登録し、住宅確保要配慮者とマッチングしています。



空き家所有者の悩み解決に向けて (空き家無料相談会)

市面向け啓発チラシ
 提供してみませんか?
 お気軽に相談下さい
 ここがミソ!

あなたが所有している
 空き家を、地域貢献のために
 空き家情報を募集しています!

【お問合せ・相談窓口】
 ☎ (0944) 57-2531 (昼間: 業務、課外)

大牟田市居住支援協議会 (大牟田住みよかネット)
 (事務局: 大牟田市社会福祉協議会)
 ホームページ: <http://www.yokanet.net>
 同ウェブサイトでも活動内容を掲載しています。

大牟田市居住支援協議会では、経済学者、農業者、障がい者など、住宅を確保することが難しい人たちに對して、住みやすい地域で安心して住み続けられることが出来るよう活動しています。また高齢者や子育て世代などに対して住み替えの提案をしたり、空き家を地域の資源として有効活用できるための仕組みづくりに取り組んでいます。
 皆様からご提供いただいた空き家については、物件を調査し、居住支援協議会が運営する住情報システムに登録するとともに、事業者と一緒に活用策について検討し、空き家の地域貢献をすすめています。

【過去3年間と今年度の相談件数等 (空き家相談会を含む)】
 ※空き家活用モデル事業 (サロン田崎) の開設によるマスコミ効果
 ※空き家所有者向け意向調査実施期間内に開催
 ※相談会開催時期をおよびの場合時に開催
 ※事務局が居住支援法人に変わる

平成30年度…106件 (入居相談68件、建物相談24件、その他14件)
 令和01年度…75件 (入居相談48件、建物相談13件、その他14件)
 令和02年度…91件 (入居相談70件、建物相談11件、その他10件)
 令和03年度…132件 (入居相談69件、建物相談51件、その他12件) /10.01現在

行政で行う一般的な相談会は、バラバラに行うことが多いが…
 ※協議会で行う相談会では、
 ①不動産事業者
 ②司法書士
 ③行政 (建築職、福祉職) の専門職で対応する。
 ※居住支援協議会では、**具体の解決**に向け、
 ▶相談問題の解決の場合は、連携する司法書士を紹介。
 ▶利活用の場合は、協議会で現地調査し、住情報システムに掲載。
 ▶解体や家財処分の場合は、連携する事業者を紹介。

不動産者 司法書士
 ケアマネ 行政職員
 相談者

様々な理由により、中古賃貸市場に流通していない地域 (市内) に眠っている空き家の掘り起しを目的に、年3回の相談会を開催。異業種の専門職が相談員となり、多角的な視点で対応できる事が特徴。

※出典: 大牟田市居住支援協議会資料引用掲載